

鳥取県SDGs推進モデル創出補助金の 事務手続きについて

1. 事業計画書提出 (令和3年6月11日(金)まで)

○事業計画書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 審査・採択事業決定 (6月下旬)

○事務局による書面審査及び審査会でのプレゼンテーション審査を行います。

3. 交付申請提出 (別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

4. 交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

5. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

6. 進捗状況報告提出 (令和4年4月20日(水)まで)

7. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

8. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

補助対象経費の支出額を確認した後にお支払いします。また、県の年度をまたがって事業を実施する場合(3月31日をまたがる場合)は、年度内の補助対象経費の支出額に基づき補助金をいったんお支払いします。

(注1)補助金をお支払いする前に、補助対象経費の支出額を証明する証拠書類等(見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、ネットバンキング等の支払記録、業務委託契約書(委託費を計上する場合)、補助金を活用して購入したものの現物や写真等)を県職員が調査します。証拠書類が確認できない場合は補助対象経費への計上が認められません。

(注2)概算払をご希望の場合は、別途県担当者にご相談ください。

資料提出・問い合わせ先

令和新時代創造本部政策戦略監新時代・SDGs推進課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857-26-7644 sdgs@pref.tottori.lg.jp